

# 「海の駅九十九里」 農林水産物直売所出荷者募集要項（案）

## 1. 募集の趣旨

「海の駅九十九里」は九十九里町の立地と地域資源を活用し、郷土の歴史や食文化の体験を行うとともに、地域で生産される新鮮な農林水産物や加工品の提供を促し、地場産業の活性化、並びに都市と農村漁村交流の拠点、さらには、地域コミュニティ形成と地域住民の生きがいがいづくりに寄与し、安らぎと賑わいを生み出す場として多くの人々が触れ合う施設とすることを目的としています。

こうした「海の駅九十九里」の目的を踏まえ、直売所では新鮮で安全安心な地場農林水産物や地元の食材を使った九十九里ならではの加工品等を提供できる出荷者を募集します。

## 2. 施設概要

名 称	海の駅 九十九里
住 所	九十九里町小関2347番地98
構造階数	鉄骨造・2階建
敷地面積	6,359㎡
延床面積	1,057㎡

施設平面図

1F 別紙1

## 3. 営業時間及び休館日

直売所の営業時間及び休館日については、出荷者・出店者協議会と協議のうえ決定する。

## 4. 出荷者について

### ①出荷者資格

- ・九十九里町に在住し、自ら販売品を継続的に出荷できる個人又は団体
- ・その他特に必要と認められた者
- ・直売所会員に登録し出荷者・出店者協議会に加盟している者
- ・公序良俗を守り、法令等を遵守できる者
- ・施設管理者が示す生産履歴の記帳等を着実に履行できる者

- ・暴力団排除に関し、次のアからオに該当しない者
  - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

## ②出荷者登録

- ・直売所に会員登録を申し込む者は施設管理者に出荷者申込書を提出する。
- ・新規会員の登録は、施設管理者の審査を経るものとし、同時に出荷者・出店者協議会の会員にならなければならない。
- ・出荷者は、施設管理者に生産計画を提出する。

## ③協議会

- ・出荷者は、安全安心な農林水産物等の生産や出荷者の連携による直売所への安定供給など直売所の円滑な運営を図るため出荷者・出荷者協議会を組織するものとする。

## 5. 登録料・年会費について

### ①登録料

町内 10,000円      町外 20,000円

- ・脱会時には払い戻しは行わない。

②年会費

5, 000円（年度途中の入会の場合も同額とする。）

- ・脱会時や会員登録抹消時には払い戻しは行わない。

6. 販売手数料・ラベル代について

①販売手数料

分 類	町 内	町 外
農産物	15%	18%
冷蔵・冷凍庫使用	18%	20%
加工品（乾燥）	20%	22%

※その他の品目は協議のうえ決定する

②ラベル代

- ・ラベル代は1枚1円とし販売代金から差し引く。
- ・ラベル代はラベルプリンターにて出荷者が発行した枚数とする。

7. 施設利用について

①販売管理

- ・販売委託された商品は、消費税を含むバーコード表示価格（内税表示）で販売する。
- ・販売実績はPOSレジによりデータ管理し出荷者ごとに集計する。
- ・市場、その他の店等で仕入れた商品は出荷できない。

②搬入時間

- ・搬入時間は、開店1時間前から15分前までとする。
- ・販売品の補充については担当者と協議のうえ随時行う。

③販売価格

- ・販売品の価格は原則として近隣直売所、量販店等の小売価格を参考にし出荷者が設定する。
- ・他の類似販売品の価格と著しく均衡を欠くときは、施設管理者が価格の調整を図る。

#### ④販売方法

- ・搬入時間内に出荷者自らが品目別に陳列する。
- ・出荷の際に商品の検品は行わないものとし、出荷者それぞれの責任で商品の搬入、包装、値付けを行い売り場に陳列する。

#### ⑤クレーム対応

- ・購入者からのクレームについては、原則として施設管理者が対応する。
- ・出荷者に明らかな原因がある場合には、施設管理者は出荷者及び出荷者・出店者協議会に再発防止を求める。費用請求があった場合は、事故原因により出荷者に負担を求めることがある。

### 8. 販売代金の精算

- ・販売代金の精算は、毎月末日に締切り翌月15日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に支払う。
- ・販売代金から販売手数料・ラベル代・振込手数料を差し引いた金額を会員の指定する口座に振り込む。

### 9. 警察への情報提供、照会等

出荷者に関する情報については、暴力団排除に関する措置を講ずるため、管轄警察署へ提出し、又は照会等に使用することがあるほか、必要に応じて出荷者に対し必要な書類の提出を求めるものとする。